

10. 予算案等について

従来、5月に開かれる総会で日本数学会の決算報告及び予算案の審議を行ってきました。ところが、12月5日に文部科学省による公益法人に対する実地検査が行われ、数学会の事業活動に対して多くの問題点を指摘されました。その一つとして、定款では事業年度の開始前に予算を決定するとなっているから、遅くとも年会の時に開かれる第1回通常総会で予算案を審議・決定すべきとの指摘がなされました。そのため、今年度より予算案は年会時の総会で審議・決定することにいたしました（決算は例年通り第2回の総会で審議決定いたします）。このため、理事会では、例年よりかなり早く、1月に予算案を作りました。これをpp.109に掲載いたしましたのでご覧下さい。

予算案は基本的に例年通りのものですが（建築が2年度にまたがるのでその分が一般会計支出：建築費に計上されています）、1点大きな変更があります。これは、ICM90記念基金特別会計、将来計画基金特別会計、日本数学会賞基金特別会計に対するものです。従来は、基金を特別会計の中に置き、次期繰り越しという形で基金を継承する形を取ってきましたが、文部科学省の検査官によれば、（見かけ上のことなのですが）検査においてはかなり不利になるようです（その理由は公益法人検査マニュアルに基づくややこしいもので、基本的には公益法人は大きな繰越金があってはいけないのだそうです）。検査官によれば、特別会計の外に基金を設け、基金の利子あるいは取り崩しの形で、毎年、特別会計の収入に計上するのが賢いやり方ようです。そこで上記の3特別会計に対して基金を特別会計の外に設けるという形式的な操作を来年度より行うことにしました。そしてこれらの基金は1年以上の定期預金で運用することになります。これが大きな変更点です。

なお、民法の改正が今年行われる可能性が強く、社団法人という概念は消えるようです。このため、公益法人の認定を改めて申請する必要

があるようです。このことをにらんでの実地検査・指導であったようです。検査官からはかなりの問題点を指摘されました。これらは形式的なものが多いのですが、今後多くの規則を作り、種々の帳簿も備え、経理等のやり方も少し変えねばならないようです。また、監事を1名は非会員から選ぶ必要も出てくるようです。このため、小さなものではありますが、定款の変更も必要になるようです。これらについては、時間をかけて理事会で検討・決定をし、会報でその都度報告していきます。その中には実質的に大きな変更もあり得ますので、会報をよくお読みいただくようお願い申し上げます。

（理事長記）